

倫理規程

（組織の使命及び社会的責任）

第1条 株式会社御祓川（以下「この法人」という。）は、その設立目的に従い、事業運営に当たらなければならない。

（社会的信用の維持）

第2条 この法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第3条 この法人は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第4条 この法人は、関連法令、及びこの法人の定款、倫理規程、その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範にもとることなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 この法人は、暴力団、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

3 役職員は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなくコンプライアンス規程に則り対応しなければならない。

（私的利益追求の禁止）

第5条 役職員は、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

（利益相反等の防止及び開示）

第6条 この法人は、利益相反を防止するため、役員の職歴及び賞罰について自己申告をさせるとともに、情報公開規程に基づき公開しなければならない。

2 この法人は、株主総会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する株主を除いて行わなければならない。

3 この法人は、利益相反防止のため、役職員に対して定期的に「利益相反に該当する事項」について自己申告をさせるとともにその内容を確認し、必要な是正措置を講じなければならない。

4 助成事業等を行うにあたり、役職員その他事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものとする。

5 この法人は、資金分配団体が実行団体を選定、監督にあたり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐために、取締役会の承認をもって決定とする。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第7条 役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第8条 この法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第9条 この法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(ハラスメントの防止)

第10条 この法人は、職場におけるあらゆる形態のハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児・介護等に関するハラスメント、SOGI（Sexual Orientation and Gender Identity、性的指向又は性自認）に関するハラスメント等）を防止し、発生させないための措置を講じる。

2 役職員は、前項の各種ハラスメントを行ってはならない。役職員がハラスメントを認識し、又はそのおそれがある事実を知ったときは、速やかに所定の相談・通報窓口にご相談し、又は報告しなければならない。

3 この法人は、相談・通報があった場合には、迅速・公正・中立に事実関係を調査し、必要な是正措置及び再発防止措置を講ずる。

4 この法人は、相談者・通報者・調査協力者に対する不利益取扱い（報復）を禁止し、その保護を徹底する。

5 この法人は、ハラスメント防止のために、役職員に対する教育・研修及び周知を継続的に実施する。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、取締役会の決議による。

附 則

この規程は、令和3年5月9日から施行する。（令和3年5月8日制定）

（追加） この規程の一部改定は、令和8年9月3日から施行する。